

国際開発学会大会（全国大会・春季大会）の運営に関する内規

（大会の運営）

1. 国際開発学会大会（全国大会・春季大会）の運営は、大会組織委員会が指名する大会実行委員会がこれを担当する。大会実行委員会の指名は、大会開催予定日の7～8か月前を目安に、これを行う。

（研究報告の申請）

2. 研究報告の申請は、大会実行委員会の指示する所定の方法に基づき、期日までに行うものとする。

（研究報告の形式）

3. 研究報告は、口頭発表ないしポスター発表の形式にて行う。口頭発表は大会実行委員会の決定により、関連テーマに関わるセッションにおいて行うことを原則とする。各セッションには座長1名、及び原則としてコメンテーター2名を配置するものとする。

（企画セッション）

4. 会員は、複数の関連した研究報告から構成されるセッションを提案・申請することができる。

（研究報告等の申請・通知）

5. 研究報告及び企画セッションの申請の採否は、大会組織委員及び大会実行委員から構成される大会プログラム委員会が審査の上、これを決定する。大会実行委員会は、大会プログラム委員会の採否決定後、速やかに申請者に採否を連絡するものとする。

（報告論文の提出）

6. 研究報告ないし企画セッションの申請が採択された場合は、大会実行委員会の指示による所定の方法に基づき、期日までに報告論文提出しなければならない。

（重複報告）

7. 特定の一会員が、同じ大会において複数の研究報告に登壇することは認められない。但し、報告者ではなく、共同研究発表として複数の研究報告に氏名を連ねることは、この限りではない。

(報告内容の変更)

8. 報告申請と大きく異なる内容の研究報告は、認められない。但し、報告者本人の研究の進展を反映した改善については、座長の判断でこれを認めることができる。報告者は、提出した報告要旨を改訂した場合には、事前に座長・コメンテーターに対して、その内容について説明するとともに、当日の会場において書類を配布し、参加者にも周知するものとする。

(無断欠席)

9. 研究報告者が無断で欠席をした場合には、常任理事会の決議により、その後の大会における研究報告に関して制限を設ける場合がある。

(学生会員の研究報告)

10. 学生会員の研究報告は、指導教員ないしそれに準ずる者の推薦書がある場合に限り、これを認めることができる。

(会員の研究報告の権利)

11. 大会において研究報告を行うことは、国際開発学会会員の正当な権利であり、非会員の研究報告は、下の13及び14に定める場合を除き、認めない。

(企画セッション、共通論題シンポジウム等における非会員の研究報告等)

12. 大会プログラム委員会は、企画セッション、共通論題シンポジウム等について、専門性の点から有益かつ必要な場合に限り、非会員の研究報告等を認めることができる。

(共同発表者の会員資格)

13. 研究報告の共同発表者は、たとえ大会当日の研究報告で登壇しない場合でも、会員であることが望ましい。

(座長・コメンテーターの会員資格)

14. 座長・コメンテーターは、原則として会員の中から選任しなければならない。但し、大会プログラム委員会は、専門性の点から有益かつ必要な場合に限り、非会員にコメンテーターを依頼することができる。

附則

1. 公募による研究報告セッションとして、口頭発表、ポスター発表、企画セッション、ラウンドテーブル、大学院生セッション、その他、プログラム委員会が必要と認めるセ

セッションを設けることができる。口頭発表、ポスター発表、企画セッションは発表形式の違いによるものであり、優劣は想定していない。

2. プログラム委員会は、大会の趣旨にかんがみて、公募によらない特別セッションを設けることができる。

3. 申請者は報告論文として、フルペーパーを提出することができる。様式は学会誌に準じるものとする。

【別表】大会における研究報告を認める条件について

	申請者	報告者（登壇者）	共同研究者
共通論題	◎	△	□
企画セッション ラウンドテーブル	◎	△	□
口頭報告 ポスター報告	◎	◎	□

◎：必ず会員ではなければならない。なお、学生会員が申請する場合、指導教員あるいはそれに準ずる者の推薦書が必要。

△：専門性の点から有益かつ必要な場合に限り、非会員の報告可能。

□：学会員であることが望ましい。